

座談会

法学部設置三十周年を振り返って

出席者

法学部長

学科主任(法律担当)

(自治行政担当)

(二部担当)

大学院委員長経験者

前学部長

法学会委員

司会

大学資料編纂室課長

付一 法学部設置前後の回想
付二 法学部略年表

山火正	川田昇	村上順	村上山幸二	中山幸二	藤田勇	久保敦彦	長井圓	山田徹	吉井蒼生夫	澤木武美	見玉敏
-----	-----	-----	-------	------	-----	------	-----	-----	-------	------	-----

司会 法学部設置三十周年記念の座談会を始めたいと思います。

座談会の趣旨は、法学部創設以来三十年の歴史を回顧するとともに将来の展望を語り合っていたかどうかということ、『神奈川法学』の三十周年記念の最終号に、この座談会を掲載したいと考えています。

座談会の「項目」を一応私の方で用意しました。まず出席者ですが、ここに挙げました方々に出席していただいています。ただ、一番大事な法学部の創設メンバーである児玉敏先生は、当初出席してくださいとお願いしたのですが、都合で出席できなくなりました。はなはだ残念であるだけではなく、「項目」にあります、「法学部の創設」のところをどういふふうに語り合うかという問題があると思います。

つぎに配布した資料について説明しておきます。まず年表が二つありまして、『神奈川大学五十年小史』に掲載されている年表と、今日お見えになっている大学資料編纂室の澤木さんが作成されました「神奈川大学略年表」という、一番新しい年表の二点がお手元にあると思います。

そのつぎに、『五十年小史』の中から法学部、大学院（法学研究科）を記述した部分、それに『神奈川法学』『神

奈川学生法学』『研究所年報』の「創刊のことば」の部分をお配りしてあります。

座談会の「項目」は『五十年小史』等を参照しながら作成したものです。

それでは、「法学部の創設」というところから始めたいと思います。この部分については創設メンバーのお一人である児玉先生が一番詳しいわけですが、今日はお見えにならないので、『五十年小史』の「学部・短大・大学院」という資料をご覧いただきながら、創設時のメンバーの諸先生に関するエピソードですとか、『神奈川法学』の創刊の経緯などについてご発言いただければと思います。

参考のために、『五十年小史』の「法学部の誕生」というところを読まさせていただきます。

「法学部は、昭和四十（一九六五）年四月に、法経学部から分離・独立して発足した」。この法経学部は、一九五〇（昭和二十五）年、前年に神奈川大学としてこの大学が新しくスタートを切ったわけですが、年表によりますと、その翌年、一九五〇年四月に「法学専修コース設置に伴い商経学部を法経学部へ改称」とありまして、この商経学部を一九六五年に分離独立して、それぞれ、法学部、経済学部というふうになったわけです。

引きつづき『五十年小史』を引用させていただきますと、「神奈川県下の大学では唯一の法学部である。本学が昭和四年に横浜専門学校として設立されたときから、法学教育は本学の支柱の一つであった。それが、神奈川県下の高等教育機関の中でも際立った特徴となっていたのである。法学部の直接の前身は、昭和二十四年四月の横浜専門学校から新制大学としての神奈川県が誕生した翌年に設置された法経学部である。この法経学部には法学科が置かれ、本学における本格的な法学教育がスタートしたのである。これより後十四年の間、法経学部時代が続く。しかし、この十四年間は、法学部と経済学部の分離独立のための準備期間でもあったと言えるであろう。そして、この準備期間を経て、昭和四十年四月に法学部が開設をみたのであった」、こういうふうな誕生の経緯が記述されているわけです。

つづいて、発足当初の教授陣が挙がっておりまして、専任教員は十八名、非常勤講師十九名の合計三十七名でスタートしたというふうになっています。それぞれ、専任教員と担当科目がつきに挙がっております。

そこで、この法学部誕生の経緯、そのときに携わった専任教員の先生に関して、初代の法学部長は黒田覚先生だったわけですが、黒田先生はじめ、スタートに携わった

た先生方についてのエピソード等、ご記憶あるいは専門の関係でご存じの方があれば、その辺から口火を切っていただけだと思います。

山火 ここには恐らく、創立当時の先生をご存じの方は、児玉先生……。

司会 商法の浦田一晴先生は……。

川田 紛争のときにはほとんど辞めちゃったんですか。

山火 そうですね。大原栄一、奥原忠弘、尾後貫莊太郎、中馬義直、前沢忠成、東寿太郎といった先生方は、辞めましたね。後から聞いた話ですけれども。

司会 創設のメンバーで、今日ご出席の先生方が来られたときにはまだ法学部にいた方もおられますね。そういう先生方について、記憶されていることなどを話していただきたいと思います。

村上 川田さんとか山火さんが来たころは、もう大體入れ替ってましたからね。

山火 そうですね。紛争後ですから、我々は。

村上 座談会用に用意されたレジュメを見ますと、大学紛争が一九六八年以降となっていますが、私が来た七年ぐらいいまでやってたから、七年ぐらいいやってたことになるとはいいですね。入ってからまだちよつとやっていましたから、七年ぐらいいの間に相当入れ替ったという

ことでしょうか。

川田 その前ですね。

山火 大学紛争勃発のときじゃないですか、大量に辞めたのは。一九六八年理事長、学長がお辞めになって、大学の体制が変わったときじゃないですか。

村上 入れ替ると同時に山火さんとかがいらしたんですか。

山火 五名入ったんですよ。久保・佐藤・重田・江南の四先生と私で。

川田 菊地さんはその前ですか。

山火 そうですね。

村上 そのころおられた先生は……

山火 浦田、兎玉、春宮千鉄。非常勤で黒田先生がおられましたね。田中真次さんもそうですね。このころは、あまり昔のことを語りたがらない状況の中になりましたね。とにかく、半数近くなっただけです。だから、今後どうするかということだけが話題になっていました。

村上 講義はしていたんですか、少ないスタッフで。

山火 そうでしょう、ほとんどの方が非常勤で。

久保 それと、今ほど科目の数も多くなかったです。

山火 そうですね。

長井 遡って、法学部創設当時の先生方の中で、この時に初めて来られた、あるいは、新制大学になった当時

からいらっしやった先生の区別というのは、はっきりしないでしょうか。

私が名前を存じ上げている限りでは、横浜専門学校以来の刑事法の陣容として林頼三郎先生、正木亮先生、熊倉武先生などを記憶しておりますが、たとえば刑法の尾後貫太郎先生は、二十周年記念論集（昭和二十四年）の中に、「死刑の行方」という論文をかかれていますね。ですからもつと以前から在任されたはずですが、この表ですと、三十八年から四十四年在職ということになっていますね。ともあれ、法学部設置当時の教授陣の人的構成を振り返ることも意味があるでしょう。

澤木 当時は、尾後貫先生は非常勤です。あと堀五之介先生や鈴木信太郎先生もいましたね。法学部スタートと同時に『神奈川法学』を創刊されていますね、この年の十一月に。

村上 ちょっと古代史みたいな感じがしますね。

澤木 『神奈川法学』も一九三七（昭和十二）年、『商経法論叢』という形で横浜専門学校の時からありまして、法律関係の先生も書いています。学部が分離した一九六五（昭和四十）年に、『商経法論叢』が、『商経論叢』と

『神奈川法学』になったんです。

川田 来た当時、それほど厚くない、薄いのが出ていましたね。必ず岩崎先生が、毎号執筆しておられた。そのことはよく覚えています。

久保 論集の関係で、いま澤木さんにいい点を指摘していただいたと思うんですけども、先輩の先生方のことを考えるときも、学部になっては三十年ということだけでも、前から法学系の学科、その担当の先生方もいらしたし、それから、そういった科を卒業した本学のOBという方もいらつしやるので、三十年を考えるときにはやはり当初に遡って、それ以前、法学系を担当された先生とか、そこで勉強されたいまの学生の先輩というような方のことも、念頭に置いておかなければいけない。それはかなり強く思うんですけども。特にそういった先輩方の中で、いま、大学全体あるいは法学部に対して、いろんな若手研究者の助成とか、そういうふうなことを、同窓会組織を通じてやってくださっているということもあるので、その点は忘れてはいけないと思うんです。

村上 創設といっても、ほとんど入れ替ったということもありますし、そのころの先生方というと、はえ抜きで来られたというよりも、法学部設置の関係でよそから来られたという人が多いというのではないんですか。大分お

年寄りの方が多いわけで。

久保 その時点ではね。

村上 その方が全くいなくなったような状況の中で、実質的に言うくと、大学紛争後のスタッフというのがいまに続いているわけですか。

山火 人事構成も、学部創設からいわゆる紛争のころまでは、教員構成もかなり実務家を重視した教員構成になっていきますね。堀先生とか尾後貫先生、田中眞次先生など、ちょっと目につく先生方はいずれも実務家です。ですから、やはり一九六八年あたりから、教員補充で研究者出身の人を中心にされるようになったわけで、そういう意味でそれまでの年齢構成が高かったんじゃないでしょうか。

藤田 神奈川大学創設時に、十八名の法学・政治学のスタッフがいるんです。こういった方々は、法学部スタートのときにはほとんどおられない。

山火 専任十八になった段階で、ほとんど入れ替りですか。

藤田 ほとんど入れ替り。

山火 堀先生ぐらいですものね、こちらを見ましても。堀先生が二十三年からだから。

村上 そういうことで言うと、第一期というのは、法経学部のころに、例えば水本浩先生なんかもちょっとい

たことがあるでしょう。そういう、エピソードにおられた先生の時代と、それで法学部が発足してからの時代と、紛争後という、三つに分けられる感じですね。

山火 民法の人はいつごろですか。商法は小町谷操三さんなんかもおられたんでしょう。

司会 四宮和夫先生。

山火 それは法学部になってからでしょうね、当然。

村上 『商経法論集』に書いていて、『神奈川法学』には書いてないでしょう。水本さんにしても。

澤木 四宮先生は昭和二十七年から三十四年まで、水本先生は昭和三十二年から三十八年まで在職されています。

司会 『五十年小史』によりますと、発足当初のカリキュラムと現行カリキュラムというのがあって、一九六九(昭和四十四)年に改正カリキュラムになって、それが、『五十年小史』が編集された一九八四年前後まできている。長い間それでずっときたということですよ。この辺のカリキュラムの改正前後に、江南先生たちは来られたということになるんですか。もう少し後ですか。

山火 後ですね。改正、いつになっていますか。四十四年ですね。我々は四十六年ですから。

司会 『五十年小史』では、発足当初は非常に厳格な

必修、進級制度というのが持たれていたけれども、この改革で、かなり自主的な幅広い学習を目指したというふうに書かれているんです。

山火 そう言われていましたよね。ですから、全学的な問題でしょうけれども、ゼミナールも選択制になっていますしね。それまでは必修でしょう。卒論を課して必修。

ですから、その部分的な残存はいまでもあるわけですよ。恐らく、ゼミナールが、クラスの代りのような機能も果たしていたんじゃないですか。その後自由選択制になっているんですけれども、古い人によってはゼミナールというのがクラス的なものでもあるという発想を持っているようにもみえます。今でも、昔はよかったから、必修制にしたかどうかというのが出てくるのはそういうことだと思えます。

川田 恐らく、「ゼミの神奈川」というのもその辺から言われているんでしょうね。

長井 必修制の当時の本学のゼミナールは、全国の大学の中でもユニークで活発だったのでしょね。

山火 いいものだって言いますものね、卒業生なんか。

カリキュラムの自由化というのは、ほぼ全学的に行われ

たんでしよう、学生に自由を与えたほうがいいというような発想でね。

私は、黒田先生は基本的にそういうお考えだったと思いますよ、紛争とは無関係に。日本の法学部の場合には二系統ありますでしよう、カリキュラム。東京系と京都系のね。東大は恐らく、かなり必修的な色彩が強いと思うのですが、京都は何もないはずなんです。それを引き継いだのが東北で、東大を引き継いだのが九州で、非常にかたいカリキュラムで編成されていると思うのですが。黒田先生は京都系の方だからもともと自由なカリキュラムという、ABC群すらないほうがいいというお考えの人だったと思うんです。

長井 カリキュラムということで、このように変わって非常によくなったという面もあれば、また、失われた面もあるのかと思うんですけども、特に卒業生と言う角度から見た場合、法学部設置、あるいはその以前かどうか必ずしもはっきりしませんけれども、横浜弁護士会の主要なメンバーということで、本学の卒業生がかなりいらっしやいますし、それ以外の法曹等の分野でも活躍されている方々がいらっしやるわけですけども、そういう人々は、このカリキュラムの前に出られたのか、そこら辺はどうでしょう。法学教育の中身ということで何か違いがみられたの

でしようか。

山火 自由にしたほうがいいというのは、時代の問題があると思うんです。ですから、一定の限定された学生を前提にした場合には、自由なという考えも非常にいい面があるでしようけれども、そうではなくて、高等学校ブラスアルファぐらいの考え方の学生が大勢になった場合には、必ずしも自由にした方がいいと言いくい面があるかもわからないですね。

司会 一九六九（昭和四十四）年に学則改正でカリキュラムの大改正があったとありますから、全学的だったと思うんですね。その前年から大学紛争がかなり激しくなっていると言われているのですが、そういう関係もあるんですか。

澤木 ええ。当時私は学生だったので、カリキュラムの大幅な改革というのが学生の方の要求ですね。寄附行為の改正と、二つとも学生の要求項目です。それで教授会の方も、当時は、全学教授会でしたが、先にまず全体の方針を決め、当時は、必修が多くて、単位も多かったんですけれども、文部省の設置基準上の最低単位にみんな落とす、それで選択の幅を広げるといような形を基本的には全学の方針とし、あとは学部単位でやられたと思うんです。

川田 それは、もう紛争が始まったころ？

澤木 四十三年に紛争が始まって次の年、四十四年の四月からカリキュラム改革が実施されました。

川田 その紛争の中の一つのテーマとしてこれが出てきたというわけですか。

澤木 そうです。

長井 ちょうど四十三年、四十四年といいますが、

団塊の世代が大学、高校を卒業する時期で、そういうときに本学でカリキュラムが自由な形に変わっていったのは、当時の社会、あるいは大学への学生のニーズに比べると要請があり、そういう改革をせざるを得なかった事情があったんでしょうかね。

村上 一九六六（昭和四十三年）年というと、東大紛争が起きたぐらいのころですね。あのころの法律というと、いまのように、実定法の法解釈よりも、法社会学とか、基礎法とか、実定法でも、例えば労働法とか、民法なんかでも市民法といったような形で勉強したり、あるいはそういう先生の講義のほうがおもしろく聞けた時代でしたね。いまはちよつと違って、きちんとマニュアルどおり、教科書どおりやってほしいという状況に変わってきましたからね。

ですから、ほかの大学の例ですけれども、憲法の先生か

何かで、憲法の基本理念的な、天皇制とか九条の話ばかりしている、学生のほうからひんしゆく買って、ちゃんと試験に出るところからやってほしいという声が出るのが今の風潮になっているので、だいぶさまがわりしているようです。

藤田 六八年、九年、七〇年と、学生の間で自主ゼミですか、これは単位としても認めよという、そういう動きが起きていた時期ですね。

村上 マルクス主義法とか法社会学とか、そういうのがおもしろそうで、私は藤田先生のご本を読んだのはそのころでしたから。

久保 傾向はあったけど、それがどの程度主流だったかという点はどうなんですかね。トレンドというか、新しい主張みたいな形としては、別に日本だけではなく、ヨーロッパでもそういうふうな風潮はありましたよね。ただ、それが支配的とか、法学部に限っていえば、それが、例えば教授会のとくにそこで多数になるとか、そこまではいつてなかったんじゃないかという気がしますけどね。

藤田 同じ法社会学といっても、実質的にはかなり変わり目のところに来ていましたね、川島先生が「経験法学」という方向に大きく振り替ったというか、前進したというのか。それで碧海さんなんか影響力を持ちつつあ

た時期ですよね。

山火 そうですね、「法と言語」ですよ。

村上 六六年ぐらいでしたっけ、全通中郵判決なんか出て、都教組判決が出たのは、七〇年ぐらいでしょうかね。ところが全農林警職法判決が出て、労働法の連中が意気阻喪するようになって。それから、雰囲気少し堅い法学に、いわば、実定法中心のカリキュラムという風潮に法学界全体がいったような感じがしますね。

山火 あの判決あたりの時期というのは、転換点になっていたんじゃない、司法反動の時期でもありますしね、七〇年頃は。

村上 反動じゃなくて正常化とか。

司会 労働法の講義もゼミも、教室は満員で押すな押すなの時期がありましたよね。

山火 あのころは、労働法の人も、よく刑法学会に出てきて、可罰的違法など、盛んに発言していましたね。

藤田 それで、研究者のほうで新しい状況に対応しようとしていろいろやっていたんだけど、それにもかかわらず、学生のほうから見て、十分新しい状況に対応してないじゃないかというので、それは学生紛争の一つのモチーフですね。

山火 そうなんでしょうね。教員と学生の意識の違

いということもあったし。かなりの学生数が増えてきたのに、各大学とも設備・施設にいろんな不備な点があって、そういう二つのものが結びついたような気がしますね。

村上 あと一つは、この時期から、団塊の世代をマーカーレットとした、法学ジャーナリズムとか、教材ものが普及してきましたよね。共同執筆ものが多くなるとか。

川田 学生のとくに『判例百選』という、いまはあっても各分野ごとになっているけれども、まさに法分野全体を通じての『判例百選』というのが出てね。ああいった類の参考書って、あれが初めてだと思います。

山火 あのころなかったですよ。本格的な体系書と、青林書院の演習講座ぐらいでしたよね。

村上 そうですね。そういう意味では、それまでは教科書の単独著者による執筆が主で、共同執筆ものは、そんなに多くなかった。編集ものも丁寧につくっていますね。ところが、その後、乱造といったような状況が、ちょっと前まで続いていたような感じがしますね。最近は、内容がさらに一段とわかりやすくするという感じですよ。

山火 わかりやすく書くというね。

村上 学生に歩み寄るような形のマニュアル化みたいな風潮にありますけど。

山火 最近そういう傾向ですね。

長井

乱造というふうに言われたんですけれども、要するに、旧制大学以来のエリート養成のための体系書の時代から、その時期を境にして、ある意味では新制大学の学生にあわせた教科書の時代というのに移り変わったのかなという感じもするんですけどね。

村上

大学も大衆化してきたということもありますし。

山火

有斐閣の方針が転換したんじゃないですか、ある時期から。

川田

そうですね、まさに有斐閣の路線変更です。

村上

高校時代の旺文社から、大学に入ったら有斐閣と。

藤田

一九六五年から七五年ぐらいに比べると、そのあとの辺からかなり変わってきましたね。このごろ学生と教員の間にはギャップがあると言われて、確かにそうなんだけど、あのころの学生と教員との間と比べてみたらまた大部違っている。いまと比べると、あのころの学生とはほとんどギャップがなかったと言ってもいいぐらい。

司会

私が本学に来たのは一九七七（昭和五十二）年ですけれども、その当時は卒業単位数が百二十四前後で、それで必修なしのA・B・C群制ですよ。これによって、私のゼミの学生の中には三年次までにすべて卒業単

位を修得してしまって、四年次にはほとんど学校に来ない。学生の自主性尊重というのも、そのころからもう理念が生かされていない状態に来ていたんでしょうか。

山火

そうかもしれませんね。自由だけど、自由を使いきれないという。ただ数を合わせて、三年で大体いっぱい取る。確かにありましたよね。

長井

他方、当時のゼミは、非常に熱心な学生がむしろ非常に主体的に活動し積極的に参加していた。またその余裕もあったという良い面もあったんじゃないかと思う。確かに全体からすれば、少しソフトであり過ぎたという側面があったのかもしれないけれども。

川田

ちょうど紛争があったころ、うちが助成金ストップされて、たくさん学生を入れたけれども、授業料もものすごく安くて。それで、相当優秀な学生も来ていましたよね。

山火

だから、司法試験の合格者は当時のほうがよかったですよね。絶対数は少ないにしても。最近一時期、ずっとゼロが続いた時期がありますけど、前はそうじゃなかったですよ。

川田

ゼミにしても、学生が自由に討論していただいてね、こちらでもちよっと交通整理する程度で、非常に楽しんでたよね。いまと全然ちがう。

山火 だから、前の合格者など、実業高校出身者が結構いましたよね。そういう人たちが入れた時期というのはむしろよかったような気がしますよ、ゼミなど見ましても。

川田 ただ、あのころ、教授会の中でみんな真剣になつて何度も議論したのを覚えていてくれるけれども、要するに、学生の落ちこぼれ意識をいかに克服させるかという、それが非常に教授会の大きなテーマだったような気がするんですよ。不本意入学者というのが大半を占めていてね。

司会 まだ偏差値なんかなかったですよ。

川田 偏差値は騒いでいなかったですよ。

司会 だけど、そういう学校のランクみたいなものを学生が意識している。

川田 そうですね。

山火 感覚的には、恐らく偏差値五五前後ぐらいだったんじゃないですか。共通一次が始まったあたりからでしょう。ですから、最初、五五より低かったですよね。それがグングン上がってきた。

村上 あのころ、紛争をやっていましたからね、神大というのはそういう意味では評判悪かったから。

川田 それに、あの当時はまた、施設や設備なんかでも非常にお粗末で。入ったその年に外書購読を担当した

んです。そのテキストを学生に配ろうとしてもコピーの機械がないんだよね。それで、自分の出身大学に、青焼きのコピーを取りに学生を連れて行ったりしました。

あと、我々の研究室の本棚もほとんどなくて、それであるの当時、九大に行った菊池さんがお金を捻出して、本箱じゃないんでしょ、もともと。スチールの物置みたいな、そういうものを安いからといって大量に買って、それで各研究室に配ったという、そういうことでしたよね。

司会 一九七〇年の初めごろですか。

川田 僕が来たのは七二年からですから、そこ数年の間ですね。

司会 レジュメの「項目」には、専任スタッフの充実として一九七二（昭和四十六）年以降と書いておいたのですが、そのころに、山火先生、久保先生は来られたのですか。

山火 そうです。

司会 それまでに大学紛争で専任教員がお辞めになつて、この年以降から次第に専任スタッフの充実を図っていったわけですね。

久保 振り返ってみればそうという結果になりますね。

山火 十六ぐらいでしたかね。正確な数は別としま

して。我々五人来て二十一ぐらいになった。

久保 七二年、人の話が出たけれども、質的に……。

司会 『五十年小史』の二百六十二ページ五行目に書いてあります。この本が執筆された一九八一（昭和五十六）年の時点では、専任スタッフの枠が二十五まで増員されたわけですね。

そこをちょっと読んでみます。「さきにみた法学部発足当初の専任スタッフは、老大家と言われるような教員で構成されていたのに対して、現在の法学部は三十代を中心とする、これからの研究業績が嘱望されている若手研究者によって構成されているのがその人的構成の特徴と言えるであろう」とこのように書かれています。

山火 これ、三十代というのはそのとおりで、我々が来たときの法学部の平均年齢は三十代でした。三十八かそんなものでしたね、法学部全体として。そのときに年取った人というのは、田中さんとか、五、六人しかいなくて、ほとんど若かったですね。

川田 あの当時年配の方というと、岩崎さんと、浦田さん、兎玉、田中、春宮先生ですね。

山火 あとは三十代ぐらいで、佐藤さんが来られたのは三十代後半でしょう。あのあたりが、来てすぐ学部長をやらざるを得ない時期ですから。

村上 私が来たとき、佐藤先生学部長でしたけれども、四十三歳位で学部長をやられていたんじゃないでしょうか。兎玉先生が五十ぐらいで。

山火 これはでもよかったような気がしますよ。それまでは、先ほど言いましたけれども、実務家中心の構成だったと思うんです。我々が入ったところから、研究者出身が中心になってきました。そういう観点からそれ以後の人が事補充がされてきますから。大学らしい体裁はそのころからなんじゃないかなと思うんです。

村上 そうですね。特に外国法の基本文献を揃えて充実し始めたのもこのころでしょう。しかし一方で、この時期、若い人が来られたんですけれども、すぐ他大学に移る人が多かったですね。五、六年か二、三年ぐらいで入れ替っていた。

久保 比較的短期間だったですね。

村上 挙げていくと、残っている人のほうが少ない。山火 恐らく、研究というのが意識されたのはそのころからですよ。だから、今の法研のようなものが、あれは法学研究室と言っていましたか、最初赴任してきまして、法研に行ったら、『文芸春秋』とか『中央公論』ぐらいしかなくてびっくりしました。ほとんど専門の雑誌はなかったですよ。その二年後ぐらいですよ、資料室をつく

るべきだあって、つくり始めたのが。

川田 資料室っていつできたんですかね。

山火 川田さんのときもなかったですか。

川田 なかったですね、来たときは。それで、山火さんの研究室の前あたりに最初つくったでしょう。

山火 九号館の四階にね。

久保 七〇年代後半？

山火 一九七五年ぐらいじゃないですか。私が来てから三年ぐらいですよ。あれ、いきなりやっただですよ。

それで、中にいれるもの予算の問題もありましたからね。図書館に判例集など二部ずつ入っていたから、当初は一部を借りてやっていて、それでだんだん買い替えて返していったんですよ。

司会 施設面の充実も始まったということですが、専任スタッフの点で、いま三十代の若い研究者が中心に入ってきたという話がありましたけれども、法分野の配慮はされていたのかどうかということ、もう一つ、出身大学ですね。特定の大学に偏るといことはなかったのかどうか。そういう点についてもお話いただければと思います。

久保 それは大学の中での教員定員というふうな枠があって、そこをいじらないと、こちらの一存で何とかな

るものでは全然なかったから。

山火 いわゆる必置科目の教員の充足というのが、そのころは課題ですね。

司会 出身大学はどうなんですか。

山火 結果的にはわかりませんが、そういうことは意識されたことはないですね。

村上 それがいいところじゃないですかね。

川田 それは思いましたよ、僕。実感として、いろいろなところの人が来ているいい大学だというふうに思ったことがあります。

村上 でも、端的に言えば、有力な大学から俊秀が来る大学でなくて、若い人で、食い詰めた人と言っちゃ何ですけど、来た。それが若手研究者の、ここで言う専任スタッフの充実の実態だったんじゃないかと思うんですけど（笑）。

長井 随分皮肉な見方をされていますね。

山火 その面は確かにありますね。

恐らく、藤田先生が来られた後ですよ、公募して。

川田 そうですね、それなりの応募者が集まったのはね。それまでは選ぶのに苦労して。

司会 そのときの先生方が、いまの法学部を担っているんですよ。だから、その辺は、村上先生の発言も訂

正になってもいいんじゃないかと思えます。

長井 だから、こちらで訂正させていただくと、本学部の自由闊達な雰囲気的基础がその当時できたということですよ。ですが、今はどうでしょう。

久保 それはポジティブな面から見るとせよネガティブな面から見るとせよ、両方可能なだけども、結局、こういう座談会をやるといっても、それを読む人がいまの学生ということになったら、いまの学生に二十年前の話をして何がピンときますか。だから、これはもう切り上げですよ。二十年前の思い出話みたいなことやっていても建設的どころが全然ない。

村上 まだ回顧する年でもないですから。

川田 でも、あまりにもあの時代、まだとにかくカタガタしているし、設備もお粗末だし、学生も……という、それが何とかやらなくちゃという気持ちをみんなに起こさせたことは確かですよ。

司会 そういう時期を経て、「項目」の三番目の「発展飛躍期」ということになると思うんです。『五十年小史』では、学部としての基礎がためを終えた一九八〇年以降を法学部の発展飛躍期としています。すでに『五十年小史』が執筆された時期から十五年たっています。八〇年以降今日までの時期をどのように見たらよいか、話を進めて

いきたいと思えます。

まず、研究教育体制ということで、専任スタッフの充実の問題ですとか、施設面では図書の基礎文献の整備ですとか、そういう両面から話を進めていただきたいと思います。

久保 研究所を発足させたというのはいまから見ればかなり早い時期になりますね。法学資料室の話が出て、それとあまり……。

司会 研究所の発足が一九七八年四月で、二年後に『研究年報』が創刊されています。

村上 在外研究も八〇年代からコンスタントにありましたね。

久保 確かに。でも、これはそう特筆することではなくて、普通のというか、ある程度常識的に行われることがそのパターンで進むようになったという程度のことじゃないかと思うんですけれども。

村上 僕は、若いうちに來てすぐ行かせてもらった感じがありますね、留学に。それと、図書費も潤沢に使わせてもらってます、存分に自分の研究に必要な文献というか、それ以上のものですね。ここにしかないといったようなものも集めることができました。

川田 何年に着任されたんですか。

村上 七五年です。

川田 七五年のころからは豊かになり始めたんですね。

山火 図書はよかったですよね。人が少ないせいもあつたけど。基本的な外国系の雑誌とかは、来てから三年ぐらいで完了しています、ほぼ。

村上 この大学の風潮として、いまここにいる先輩方がそうだったんですけども、外国法研究というか、基礎的な素養を身につけないと法律学者とは言えないんだというぐらいの風潮もありましたしね。飲みながら、そういうふうな普段に言われた覚えがありましたね。いわゆる雑誌ものや教材ものにすぐ書くものではないとか、偉そうに説教されましたね。そういうのが、少しは、神奈川大学のスタッフのおもしろくなった理由の一つじゃないかと思つているんです。

山火 強かったですよね、何となくそういう雰囲気。やっぱり、珍しかったんじゃないですかね、当時としては、研究第一主義みたいな雰囲気でしたよね。

村上 そうでしたね。そういう面は、留学なんかの順位なんかでも、若い人優先というような、あるいは資料も若い人優先でしたね。

山火 そうですね。助成金なども、できるだけ若い

人にとつてのことです。

村上 ですから、恵まれていたという感じがします。

山火 その辺は、児玉先生は偉かったと思いますね。来た年に児玉先生がかなり図書費とか、文部省の助成費とかをまわしてくれました。三年ぐらいで随分集中して買いました。児玉さんには、若手研究者の養成という意識はありましたね。

村上 ご自身も若かったんじゃないでしょうか。私が出来たとき五十歳位でしたから、七五年段階で。しかし、私達からはそのころはもう長老に見えましたけど。

久保 春宮先生もまだご健在の頃だから。

司会 そうすると、図書などの施設面では、七〇年から八〇年の十年間のうちかなり充実したということになるんですね。

山火 でしょうね。

川田 七六、七年ですね。

村上 もう一つは、紀要を大事にしたという感じがありますね。ほかに書く場所がなかったからという反面かもしれないですね。

川田 でも、書こうと思えば書けたのよ。あの時代は注文いっぱい来て、断るのが大変なくらい。ただ、ああいうのは一度書かなくなるともう絶対注文こなくなるか

ら、その後は見捨てられたという感じがありますけれども。

山火 『神奈川法学』は、回数増えているでしょう、最近。最初、我々が来たころ二回ぐらいですか。それが三回になって、いまは四回ですか。

長井 三回ないし四回ですね。法学会の規約上は四回ですけれども。

山火 ちよつと厚いですしね。

司会 かなり力作を書かれています先生もいますよね。

藤田 いま、レジユメの「発展飛躍期」のところにいつているわけですね。しかし、いまの話の研究体制とか、図書がそろったとか、何とかが充実したというのは、ここまですべて一つあって、そういう基礎ができた後で、もう一つ発展していくというのが「発展飛躍期」でしょう。

村上 それは『五十年小史』がそこで止まったから。

藤田 確実なシステムができるころまでは、「発展飛躍期」の前でいいという気もする。

村上 助走しているぐらいですね。八〇年代飛躍でも、いまぐらいだと没落の時期になっちゃう。整備充実期とか。『五十年小史』はここで終わっているからそういう表現になっちゃうんですけど。

司会 そうです、それを書き継がなければ。それが

「項目」の三の一九八〇年以降ということになります。川田先生、八三年のカリキュラムの改正についてご発言いただけますか。

川田 八三年に大きなカリキュラム改正をやっています。改正のポイントは三つです。第一は、新入生に対するケアです。具体的にいいますと、それまでは、入学後直ちに憲法Ⅰ、民法総則、刑法Ⅰという専門科目を履修させていたのですが、憲法はそのまま、民法、刑法は後期の開始として、前期に「民法序説」、「刑法序説」という入門科目を設けました。それと同時に、いわば社会科学入門とこういうようなイメージで「基礎演習」を開設しています。これにもなつて、民法、刑法には、半期ものの科目、つまり四単位を前期または後期に週二回で講義する科目がおかれました。

カリキュラム改正の第二のポイントは、ゼミナールを二年次に下ろしたことです。ゼミというと、専門の勉強をより深めるといイメージがあり、憲法・民法・刑法の一部しかかじっていない学生を相手に何ができるかという疑問も出されましたが、法律学の場合はそういうイメージは合わないので、むしろ早い時期に学生をつかまえて、手取り足取り基礎的な勉強をさせたほうが効果的ではないかという考え方があったと思います。

山火

それに、四年次の後期は、就職活動でほとんどゼミが成り立たないという事情がありました。だからゼミの期間を、二年次の後期から、四年次の前期までの二年間にするという案も検討されましたね。

川田 そうでした。結局ゼミは二年次開始になったのですが、四年次をどうするかということになって、現在のゼミIIIに相当する「法律学特講IV」・「政治学特講」の形でいわゆる「卒論指導ゼミ」をおくということになったのです。

村上 八〇年代に体制が固まった印象があるのは、人の出入りがなくなつて、残る人は残つてここで仕事していくというような構えがはつきりして、そして周辺の資料とか、教育体系を考え直したり、そういった時期だからだという感じがしますね、八〇年以降は。それ以前は、だいぶ人の出入りも激しかったし、自分がどこにいくのかすらわからなかつたですからね。

久保 さっき、図書の話とかそういうのも出たけれども、やっぱり、それは学部だけの問題ではなくて、財政面の裏づけがどれだけあったかということと切り離しては議論できないので、その面で、いま覚えてないけれども、そういう研究費、図書費、それがその時代から、どうですか、全体として増えてきていたということなのかどう

か。

川田 村上さんが言ったように、本当に自由に本が買えるという感じだったね。なぜだろう、あれ。一番学生が増えたところですか。学生が増えて授業料たくさん入って、助成金のあつたときよりかえって財政が潤った。

村上 そういう感じがしますね。

長井 そういう問題は多分にあり、法学研究所の創設とか、ほとんどの重要な教育研究の施設とくに現図書館もこの時代にできています。この問題と連動しているかと思いますが、八〇年からの時代区分を発展期ととらえる契機は一体何なのかという問題です。

村上 スタッフが落ちついたということになりますよね。スタッフが落ちついて、ここをよくしていこうという体制になったのが八〇年代以降ということじゃないですかね。

川田 発展飛躍では言いすぎだけれども、まあ……。
久保 こういうふうに書くものですよ、こういうときは。

川田 これでも間違いじゃないんだろうな。

村上 カリキュラムも、ですから、そういう観点から整備し始めた、よく言えば。

山火 悪く言えば意識され始めたんですね。カリキ

ユラムの内容などね。

村上 一貫した理念とか持ってたね。

山火 全体的な年齢が上がってきたこともあるんですけど、それまではどうしても自分の研究中心で考えてきたのが、少しずつ教育経験もあるし年も上がってきたので、教育面にも目が向き始めたということだと思っただけでも。

久保 やっぱ、社会全体の多様化とか、そういうふうなことが言われて、認識され始めた時期だから。大学も社会の一部だからね、そういうものに対応して、という発想はこのころ強くなったんじゃないかと思っますよ。

山火 この少し後ぐらいからですが、特に法学部に對して、企業法務とか、企業を意識したカリキュラムをつくれという要望が経団連なんかから出てきたのは。そういうことでもありますよ、我々が考える過程の中で。

川田 それに、大学の大量化というのはこのころから始まっていますか？ まさに半分以上が大学生というふうな。だから今度は、さっき言ったような、いかに落ちこぼれをといるのから、それがガラッと変わって、むしろ学生を、遊ぶんじゃないで大学へ引きつけるにはどうしたらいいかみたいだね。

よく覚えているんだけど、あのカリキュラム改正のと

き、A群科目をできるだけ一限に置いて、それで学生を大に引き込んで、というようなことまでしたんですよ。

山火 それでやったんですよ。一部できない部分もあつたけど。

川田 そしたら、食堂から文句が来たのかな。昼飯はよく食べるんだけど、夕方になると学生が食堂を利用しなくなつたとかいって。

久保 それと、この時期、いままでもっぱら法律学科中心の話だつたと思うんですが、政治学科じゃないけれども、政治学の分野の人たち、これも人数的にも増えたと、充実化の一環としてそれもあつたんじゃないかと思うんですけれどね。

藤田 それ以前には政治学のスタッフはいなかったわけですか。

久保 いなかったというわけではないんです、春宮先生がおられたし、林茂さん、そういう大家もかなり、安井先生とか。

山火 多いほうですよ、もともとが。

長井 犬童さんもいたし。

山火 二十ぐらいのときで三人か四人いましたから。
長井 制度としては政治学科はなかったのですが、

中身としては充実していたという感じがしますよ。それ

が自治行政学科の新設につながったのかな。

山火 法律のほうでもそういう意識はあったんですよ。法学をやる場合でも、政治学的な素養といいますか、それは重要だという認識は大体あったんじゃないですか、全体的に。

長井 また、別の意味での政治の面では、学生運動といいますが、八一年十一月には学生寮が廃寮になっていますから、そのような意味でも学内が安定してきたというか、いままでのような混乱がなくなってきたということでしょうかね。

藤田 政治学については戦後、僕は経済学、政治学、法律学一緒のところにはいたんですが、経済学者から見ると、法律学はとにかく特定したシステムのある学問でわかりやすいが、政治学というのは何ともわかりにくくて、あれは学問じゃないというふうな見方をされていた時期があるんですよ。これが七〇年代ぐらいになってからが、変わってきたまじでね。それまでは、社会評論なんか法律学者がよくやったものでしょう。特に戦後はね。それが、そういうことが少なくなってきた。政治学者が多様に社会的な発言をするようになり、社会科学の中での政治学の見方が変わってきた。それに見合っているのかな。わが神奈川大学の政治学の充実は。

川田 さきほど言い残したのですが、カリキュラム改正の第三のポイントとして、多数の科目を新設したことがあげられます。特別法関係の科目が増えましたが、とくに、将来の政治学科の開設のようなことをぼんやりと考えながら政治学関係の科目をかなり大幅に増やしています。

村上 八〇年といいますと、新しい図書館竣工とか、富士見高原研修所とか、それから『研究年報』の創刊とか、体制が整備されてきたということになりますね。

それから、アストンとの交流もこのころからですし。
久保 これは法学部がイニシアチブを取って、全学の制度として初めから位置づけて、その実現をやったのは、はっきり言うと法学部のスタッフだったわけですね。

山火 タマサートね。タマサートとは一九八三年です。アストンの見直しが始まっているみたいですね。向こうの財政事情で。

久保 それは、いろいろ動きはありますから。

司会 八二年にこの十七号館竣工というのがありまされども、こうした研究室の施設面の充実というのも大きかったんじゃないですか。

久保 法学部で言うと、それまでは、スタッフのうちで、九号館に研究室を持っている人と、旧図書館、小さ

い研究室で我慢しなければならぬ人と、その格差がひどかったんです。両方に分かれていたでしょう。十七号館に移るかどうかということでは、いろいろな人によって意見はあったけれど、結果として、研究室が一カ所にまとまったというのは十七号館になってから初めてですね。

長井 私もそのころは、十七号館ができる前ですけども、九号館にどうしても入りたくて、わざわざ旧図書館内の研究室から引っ越して、たしか同期に着任した民法の石川さんと仲良く二人部屋で使っていた。期間は短かったですけれども。

山火 図書館の研究室は使いにくかったです。日曜日、祝日が閉じられちゃうから。

ここに移って、資料室は大体もとの規模ですね。研究所の書庫とか、そういうものがだんだん広がってききましたか。

久保 そうですね。

村上 八五年に『法学研究叢書』。

司会 十七号館が竣工したり、先ほど『神奈川法学』に競って書きあったというお話がありましたけれども、そういうことを踏まえて、一九八五年に『法学研究叢書』が刊行されて、現在一〇まで出ているんですね。ですから毎年一冊ないしは二冊というような形で研究成果が単行書と

して出ている。

村上 あれ、一覽できるように、どこかに置いておく必要がありますね。学生の目に触れるところに置いてもいいんじゃないですか、図書館のどこか。

司会 そういう意味では、研究面では、先ほども話に出ましたけれども、法学研究所の開設というのは大きいわけですね。

村上 補助金ももらえて、出せるというのはやはり恵まれていましたね。

長井 あのころは特に共同研究ですね。専門分野を超えた共同研究をやるとういうような考え方を持っておられる方がかなり多くて、そういう交流もなかなかあって、他分野の同僚の考え方を知るという点では非常によかったです。

ただ、これは逆に反省点になります、その後、共同研究が順調に発展飛躍はしていないというのはあるかもしれませんね。

久保 そこは、自然科学と違って、単純に共同研究ということとは横の幅を広げるといふことでしょうか。横の幅を広げる方向に行くのか、奥を深く行くほうがいいのか。法学系の研究というのは、基本的にはどうしても、研究の質という点からいくと後者にならざるを得ないと思うんで

すね。だから共同研究といっても、やり方のシステムというふうなもの、どういう形であり得るのかということ、ちょっと、自然科学系のものとは別に考えなければいけないと思うし、それから、共同でいろいろな作業をやっている、結果的に、その成果を発表するときには単独の論文になる。だけど、そうだからこれは単独研究だということではなくて、他の分野の人とか、いろいろな接触があって、そこから出てきたものというのは、やっぱりこれは共同研究の成果なんだというふうに位置づけしてもいいんじゃないかと思うんです。

長井 確かに、法律学そのものがそういう意味では主要な伝統的分野はパンデクテン・システムの縦割になっていますから、共同研究をそもそも排除するようなシステムになっている。共同研究になじみにくいのは本質的にあるんだろうと思う。

あと一つは、共同研究になると、例えば条例だとかいろんな社会的な新立法の動きがあって、これをフォローしていくことにすれば、そういう共同領域は生まれてくるけれども、逆にこの研究所の中で内在的に課題と成果を出していくとなると、担当している科目だとか専門分野の研究との関係もあって、ほかのものを犠牲にすればできるのかもしれないが、そうじゃない限りは、なかなか重点を移しに

くという困難がもともとありますね。

山火 恐らくこれからの問題というのは、研究上の問題になるんじゃないですかね。共同研究というのは難しい面もありますけれども、各分野とも基本のところでは共通のものがあるわけで、そういう基本的な研究を進めていくということになると、共同研究というのは必要になりますよね。成果がすぐ出るかどうかは別にしまして、そういう共同研究というのは必要なんじゃないですかね。表面的なテーマを追うことも必要でしょうが、むしろ基本的なところについて全体で共同研究というようにすることが必要になるんじゃないでしょうか。

藤田 研究集団的な雰囲気というのはやっぱり持っている必要があるんですよ。すぐ「叢書」などの物をつくらなくてもいいんですけど。

山火 そうなんですな。

久保 それから、院生も含めて、研究会なんかをオーガナイズしてやるというのがありますね。あれはアドホックでやっていて、必ずしもシステムとして継続しているわけではないけれど、ああいうものを念頭に置いて、それを続けていくということが第一歩としては考えられるんじゃないかと思います。

川田 ここ何年かあまりやらない感じですよ。わ

りに、毎年一回か二回はやっていたでしょう、つい最近まで。留学から帰ってきた人の報告か。

久保 それはそれであるし、そのころの民法のグループなんかはやっていたじゃないですか。

川田 いま中山さんたちがやっているんでしょう。

それは消費者問題に関する共同研究じゃないんですか。

中山 八年ほど前から石川先生を中心に、七、八人で消費者法研究会というのをやっています。その後、メンバーが在外研究に出かけたりしまして中断しましたが、いまでも特に定期的な研究会という形では固定していませんけれども、アドホックな共同研究はやっています。特に、いま、横浜市で消費生活条例のような条例をつくらうという動きがありまして、それに協力する形で一昨年からは基本的な調査と、それから立案ということを目的として共同研究をやりました。今でも、その延長で、長井先生、石川先生、安達先生が横浜市に協力しています。

長井 条例の立案関与というような作業が出てきますと、これは一定期間にともかく成果を出さなければいけませんから、共同でやらざるを得ないという制約があつて、研究会としても継続しやすくなるんですね。

逆に言うと、しかし、もうほとんど煮詰まってきましたと今後の共同研究をどうするのかという課題が新たに出てく

るんです。

山火 連携するのは一つですよ、県・市なんかと。あと、神奈川大学の法学部でしかできない共同研究というものもあるはずなんです、その辺もこれからは考えていかなければ。一般的なものだとはかまやっていますのでね。ここでできない問題というものあるんじゃないですか。

司会 法職関係の話を落としてしまったのですが、一九七八年に法職課程が、法学部の正規の履修制度の枠外として設置されています。この法職課程についても少し……。

山火 設置は法職課程でしたね、いまは名称を変えましたけれども。あれは何年でしたか。七八年ぐらいですか。

司会 設置ですか、七八年です。

山火 あれも二年ぐらいの準備期間があつてつくったんですね。最初は、あれはとにかく学生に対して、当時はかなり学生の中に司法試験受験希望者がいまして、二つぐらいの学生のサークルがあつたんです。そういうところからコンスタントに一人ないし二人が受かつていましてね。それで、学生のほうの要望もあつて、大学のほうでもというようなことが考えられ始めたんですね。

最初は法職課程というものは法学部の外につくる予定だ

ったんです。僕の考えでは。いろいろ受験の問題ですから技術的な面もありますので、学部の中に入ってしましますと人事の問題とかいろいろあるので、学部外につくって法学部が援助する。そして、資金等については同窓会等から工面してもらおう。場合によっては大学の補助も考える。

ところが、それがかなり具体化した段階で、学部長が理事會に、知らないうちに掛け合います、法学部予算という形で出ちゃったんですよ。それで学部としてやるということになって。だから、当初の予定とは相当違った形で発足したんですね。設置の段階で司法試験の色彩が崩れちゃった。しかし、三年ぐらいやって、どうも、各教員の負担になるころから、また当初の方向に戻って、それで司法試験中心の形で今に至っていますけれどね。

川田 一時期、外部の人にほとんど頼んでいたということがありますね。

山火 そうですね。ですけども、学生にとってはいい形で当初は運営されてきましたね。だから、この中で合格した者もいますし。ただ、今になってみますと、実際にやるというのはかなりの負担がありましたね。そもそも学生のほうに、司法試験を受けていくというのを一年の段階ではっきりしているのは少なくなりましたね。それは各大学の傾向です。

司会 名称を変えたのはいつからでしたっけ？

山火 変えたのは三年ぐらい前ですね。

中山 「法職講座」。課程というと、教職課程と同じように学則上の名称になるんだそうです、文部省との関係で。それで「講座」に変えました。

山火 これ設置のころは、あまり学外に受験の団体がなかったですが、いまの学生は学外の大手の受験団体へ行っているんですよ。ダブルスクールで。そういう点は検討課題かもわかりません。現実には、本当にやる気のあるのはそちらへ行っているんです。

村上 七〇年以前は真法会とかそういうサークルのようなどころでやっていたのが、七〇年以降は、早稲田の法職なんか成功したこともあって法職のシステムをやり始めたのが、このところは、結局外部の、司法試験予備校に行くようになりましたね。

山火 この運営が難しいですよ。

久保 これは、中で対応して、そういう外部の、その専門の機関、そのノウハウを持っているとか、大手であるとか、そういうものと対抗してという発想がそもそも得策かどうかというのは、国際法をやっている外野が言っているわけないんですけども、そういう気がするんですよ。

山火 本場にそうですね。

久保 例えば、法学部で、いわゆるアカデミックな

卒業試験がなくて、国家試験一本というドイツでさえ、その国家試験の勉強というのはみんな外へ行ってやっているわけだね、大学以外の機関へ行ってね。そういうところでさえそうだし、日本みたいに、司法試験ということを一の念頭に置くのは学生全体の中のほんの何分の一、そういうふうな位置づけで法学部があるという社会体制のもとで、商業ベースということを悪い意味で言うんじゃないで、むしろ評価する意味で言うんですけれども、それに専門で集中している機関がある。それに対抗するという発想を大学が持つその必要性があるのかどうか。それが第一の検討課題ではないかなというふうに思うんですね。

山火 特に今はね。受験直接じゃなくて、恐らく、

一・二年生あたりを念頭に置いた徹底した補習というようなほうがいいのかもしれないね。

久保 もちろん、この辺がもう必要ないという意味ではなくて、そういうものの存在を前提として何をこちらでサポートできるかということ。

山火 そうだと思いますよ。状況は発足当時から大分変わっていますしね。

長井 ですから、本年度もそうですね、法職

講座の基本方針として、外部の受験産業における教育方法と競合するのではなくて、それを基礎で補完することで。うちの場合は志望者の層が薄いんですね。これはやはり、同じ目標と情熱・夢を指向している者たちが同じ情報を交換できるような場の形成、それから、そこへ入って来たための準備的な基礎、興味を抱かせるようにやってきたんです。ただ、結果としては、それもうまくいってないですね。

山火 例えば学生は大学のという意識があるでしょう。そうすると今の学生はどうしても、単位とか、多少義務的なものがないとついてこれないんですね。いい悪いじゃなくて。最初いてもだいたい減りますね、実際にやっていきますと。

しかし、大学としては、入試センターなどのいろんな広報活動のためには、法学部にこういうものがあるというのはいかに意味があるらしいです。

久保 それは確かに。

川田 確かにいま法職がその裾野を広げるといいうようなことを何年か前からいろいろ試行錯誤をやっている。ただそのときに、商業ベースのものと競えるはずないけれども、どうしても大学というのは、そういうところは建前上駄目なんだよ、君たちダブルスクールなんてよくないん

だよという、何となくそういう前提でやっているのがあるいは悪いのかなと。むしろ最初から、いい子はみんなそちらへ行きなさいと。それを前提とした上で何か考えたほうがもっと現実的なのかなという感じがしますけれども。

村上 普通は、法学部自体が既にリベラルアーツ化していると思うんです。そして、法学部とは何かというと、法を切り口に社会をどういうふうに見ていったらいいのかという、そこを教えればいいので、特殊な職業教育に結びつくところは、ダブルスクールのほうでやってほしいと。それぐらいいいんじゃないかと思っっているんです。

山火 ただ、学生とか父兄の要求というのは、やはり職業と結びついていきますからね。さっき言ったようなことにはまたそれなりの意味があるんです。ただ、最近では中山さんがかなり力を入れておられるから、中山さんのほうからの確なお話があるかと思いますが。

中山 私は最近の十年間しか見ておりませんので、当初からの経緯は詳しく知りませんが、一番大きな問題は、法職講座に入って司法試験を勉強する、そしてそれを継続するという学生が当初に比べてすごく減っているのではないかという点です。いろんな理由が考えられると思うんですけれども、先ほどもお話がありましたように、以前

は例えば中央大学の真法会のような自主的な団体が外部の者にも開放されていて、これが答練の力試しのいい機会だったですね。それが、その後早稲田の法職課程のように大学の法学部に付属するような形の講座で成功例が出る。各地の大学の法学部でもそういう講座を置く。神奈川の法職課程もこの流れに沿ったものではないかと思うんです。ところがその後、司法試験専門の予備校がどんどん発展してくる。そんな状況の中で、大学の中に必ずしもそういったものを必要としない、あるいはそのノウハウというのが商業ベースには太刀打ちできない、学生も期待していない。こういう環境の変化が一つあると思うんです。

もう一つ、いわゆる偏差値教育との関係もあるんじゃないかと思うんですね。というのは、中学・高校から、何度も何度も「あんたは六十、六十、六十」と百点取っても六十点取っても、いつも自分の位置づけは同じなんですね。いつもそう言われてると、大体試験でいくと自分の力はこんなものだという意識をだいたい植えつけられてしまう。この大学に入ってきている者も、前は、全然磨かれていないけど磨けば光る石みたいなのがゴロゴロいたと思うんです。大学入試レベルでは力ないけれども、ちょっととしたきっかけを与えるとグリーンと伸びるのがいた。そういう素材は少なくなっているのが一つでしょうし、もう一つは、本

人たちが、どうせ試験では駄目よとあきらめてしまふ。司法試験が一番難しいとされている試験です。すると、東大とか早稲田とか中央とか、ああいうところに集中しちゃつて、そこから外れちゃうと、どうせ試験には受からないんだという意識があまりに蔓延していますね。中に、昔ながらのやる気があるやつがいても、回りからまるで白い目で見られるんですね。おまえふざけたことやるな、バカなことやってもどうせ無駄だからと。一生懸命やろうとするのがまるでドンキホーテみたいに見られるんですね。そういう雰囲気が出てきちゃっているのが一番やっかいな問題だと思ふんです。

ここ数年、そういった雰囲気はどうにか変えることと、いかにして裾野を広げるか、を課題にして講座の運営を工夫しています。まず試験まで行くもつと前の段階、基礎的なところで、一年生なら一年生、二年生なら二年生の一定の水準、そこを捕えるようなものを法職講座の中でやろうというので、司法試験レベルの問題をいきなりやらないんです。教科書の読み方やもう少し毛の生えたところから始めて、すこし応用問題をやるというところあたりをここ数年照準を合わせているんです。そういうところに合わせて努力しているつもりではいるんですけども、効果はなかなか見えてこないですね。

山火

その方針で、今年が一年目ですか。

中山

三年前に、それまで論点講座形式で憲民刑の講義をしていたのを、基礎コースと答練コースに分けて、前者では基礎的な講義を、後者では初歩的な論文作成指導をすることにしました。今年度からは、択一と論文の基礎的な問題を使って、模擬試験と解説をやっています。一応、裾野を広げるといふ方針で説明会や講演会もやっているんです。が、本当に試行錯誤で、ぶつかってばかりですね。毎年開講時には七、八十人登録するんですが、最後まで残るのは十人前後です。

山火

受験生の減というのは、一部の大学は別として、そのほかは大体全国的な傾向みたいですね。

中山

ただ、法律の勉強というのは、中学・高校の入学試験と全然性質が違ふんですね。ですから、ゼロから始めれば当然無理な試験ではないはず。問題は、意欲の段階でもう切れてしまうということでしょう。

山火

先ほども出ましたけど、十五年ぐらい前の共通一次が始まる前で推定すると、偏差値五十ぐらいのときの方が、司法試験の成果は上がっていたというのはそういうことなんです。しかも、特に法律学の場合には、大学に入ってから初めてやる分野ですよ。もちろん、いろいろな素養とかの問題はまたありますけれど、形式として

は、いままでの学校で習っていない分野です。

長井 そういう意味では、偏差値が本学部でも、上がってきて、中の上に近い層が増えている。そういう学生層は、ある意味では非常に情報に聡いというか、周りを見て行動するので、昔いた学生達のようにガムシヤラにとにかくやってみるという層が少なくなっているのかなという気がします。

山火 自分の位置づけをね。

中山 これは、社会全体の動きとも関連して、神奈川県大学の法職講座だけの問題ではなくて、日本の法律家養成という意味で大変重要な問題だと思っんです。というのは、今ですと、中学・高校で試験にいい成績をあげてきたような者が司法試験にも受かる確率が極めて高い。しかも、効率のよいLECとか、辰巳、司法試験セミナーといった三大予備校へ行って、徹底的に無駄を省いてやるんです。試験だけに絞って極めて効率の良い法律の論理の勉強をするんです。けれども、果たして、こういったのが弁護士、裁判官などの多数を占めてきたときに日本の司法は大丈夫なんだろうかということをおもうんです。青臭いことを言うようですが、まさに、少し血筋が違うさまさまな経歴の法曹が日本の司法全体としてすぐ必要だと思っんです。横浜弁護士会なんかに行くと、ここでは神奈川出身

が三十人弱います。相当な勢力になっているわけですから、極めて個性が強い人が多いですね。それから、中には地方へ行っている人がいますけれども、地方でも大変ユニークな存在ですね。存在価値あると思っんです。これは別に神奈川に限りません。日本の各地にある大学の法学部で、そういうユニークな出身地とか、ユニークな価値観を持った法律家、特に弁護士が、もともと増えるべきだと思っんです。いまのままだと日本の司法は将来暗いなという気がするんです。

そういう意味では、いまちように司法試験制度の改革ということが問題になっていまして、これから法律家のイメージが変わってくるかと思っんですけれども、とにかく少し打開策が必要だと思っんです。

山火 最近、司法試験希望者が、学内で何か勉強会をつくりたいという書面をもってきています。

中山 実は、ここ数年、そういう動きがありますね。一昨年、去年、今年あたり、ポツポツと。いままでのサークルと違う、自分たちでサークルあるいはグループをつかって勉強をやりたいと。春休みあるいは夏休みなど、施設を貸してくれという動きがあるんですね。そういう動きをできるだけ潰さないで、バックアップできるようにしたいと思っんです。

山火 ああいう意識の学生が法職講座に集まれば、

もう少しうまくいくんじゃないかな。

長井 何らかの形で支援して、両者がうまく結びついていくような形になればね。

中山 勉強グループが芽生えた一つのきっかけとしては、コース制の採用があったんではないでしょうか。いままでは法学部の学生が全部同じに扱われていて、卒業段階では普通の企業にサラリーマンとして入っていくのが圧倒的に多かったから、法職を希望する者は少数派で肩身の狭い思いをしていた。それが、法律職コースとして分けられて、意識の上では若干、自分は法律職を目指すんだという自分を言えるようになってきた。そこにグループづくりも始まってきたということがある。まだわずかですけれども。きっかけとしてはコース制を採用したというのが、そういう方向にはいいきっかけになっているように思います。

川田 将来を自覚的に選択するということの作業が強いられるわけですからね。

山火 かなりできるのがありますよね、四年生ぐらいになると。

川田 この間、一年生が、参考書を教えてくれて来てただけで、どなたかに一通りまず読みなさいと言われて

れて、それでダットサンを読み始めたら難しくて太刀打ちできない。そこで民法案内を読んだというのです。七巻か何か全部読み終って、そして今度ダットサンを見たら非常にスイスイ読めるというんです。一年生でまだ夏休み終わったばかりのときにです。だから、「君はすごいね」って、「このままうまくいけばいいけどね」と言ったけれども。だけど、他方、オウム真理教の青山弁護士みたいにならると困るからね。もう少しスピードをゆるめたほうがいいんじゃないのって言ったんだけど。

山火 司法試験の指導ということは、念頭に置いておかなければなりませんね。大学としての一つの役割でもありますから。

司会 その点、コース制の採用、そして二年前の大学習設置基準の改正に伴うカリキュラム改革があったわけですね。その点について、この改正に携わった先生から発言していただけますか。

山火 これは久保さんが学部長のときですね。

久保 その時期、たまたま学部長になったわけですが、学部全体として、私人の発想がどうのこうのということとは別に、一つには、基準改正の趣旨がそうであったように、一言で言えば、リベラルにするとか、個人の選択肢を増やすとか、そういうふうな方向では、基本的

には、我々がはそれ以前からそういう方向が望ましいというふうに考えていたんだと思うんですよ。それがなかなか、従来の基準があつて、その枠から出るわけにはいかなから、一種のもどかし感というんですかね、それは持っていたんじゃないかなというふうに思います。だから、我々としては、その改正自身を基本的に大いに歓迎するというよりも、ようやくと文部省もそこまで来たかと。正直に言えばそんな感覚だったんじゃないかと思えますよね。

学内にはいろいろ議論がありました。一般教育のほうの担当の先生方は、それでもって専門科目中心に走るんじゃないかと、そういうふうな疑いの目でかなり見られたという面もありますけれども、これを法学部が指向したのは、何も専門科目だけに人を集めようとか、そういうふうな発想では基本的にはなかったわけで、専門科目、それからその他の一般教育科目とか、外国語科目とか、全体について学生の選択肢を増やそうと、基本的にはそういう発想だったので、いろいろ紆余曲折とか議論とかはありましたけれども、そういう線で最終的には全学的にまとまって現在動いている。大掴みに言えばそういうところだと思うんです。

そういったことを踏まえて、法律学科内の一コースから自治行政学科へと動いてきたので、先ほど法職課程、法職

講座の話が出ましたけれども、自治行政学科の設置の眼目の一つであるように、伝統的に本学で多い公務員、地方レベルを含めてというよりは、数の上から言えばそちらが多いわけけれども、それに対応した科目とか、教育をやるという点では、これからポジティブにその効果が出てくるだろうと思いますしね、またそういうふうには持っていかなければいけないというのが我々の任務なんですよ。

山火 カリキュラムの改正がコース制ですね。

久保 時期的にはそうですね。その後で、それを経て自治行政学科にもつながるといいます。

川田 これ、箱根で合宿したんですね。

山火 そうです。それでまとめたんです。

長井 恐らく、自治行政学科ができたことによって、残った二コースの問題ですね。これはもう一度煮詰めて、それから、特に、先ほどの法職講座との関係なども、今後検討していく必要があるのではないかと思います。

川田 この間、講座要項の最初の部分にあるカリキュラムの特徴の欄を書き直して、そう思いましたよ。あの法学科の二つのコースというのは、カリキュラム上はほとんど変わらないんですね。

山火 法学部では難しい面もあるんですよ。基本的な科目というのは大体決まっているから。

川田 ただ、いま要項を見ますと、カリキュラムが入学年度毎に三つに分かれているんです。ここでいじっちゃうと、今度は四つに分かれちゃう。

長井 少し長期的な視座で改革をやるしかないですね。(以後退出)

村上 だけど、いま長井さんが言ったように、いま大学が個性化してきていますので、その場合に、法学部の法律学科をどういうふうにしていくのか、コンセプトがはっきりしないと力をどこに集中していったらいいかというのがわからないし、どう伸びて、どう個性化していくかということもわからないから、緊急に新しい理念づくりが必要な感じはしないでもないですけどね。

司会 三コースの発展の一つから自治行政学科設置という話が出ましたけれど、この経緯をもう少し、その狙い等話を話していただければと思います。

山火 法学部では基本的な分野が人事上充実してきているでしょう。しかし、もう少し新しい学際的な法分野も出てきているから、少しでも人が欲しいという考えはあったですね。しかし、大学内での各分野の教員数の配分の数というのは一応の基準に従ってなっているから、それを突破するにはどうするかという現実的な問題があったんです。そうすると結局、将来二学科つくるということを予定

して、当面コース制でそれを準備するというあたりが現実的な出発でした。

久保 その話が出ていいならば、コースということ、ほかの学部で言う「科」に準じるような位置づけで理事会も取り扱ってくださった。それで、教員の増という配慮もしていただけた。そのレールは、基本的には竹尾先生が学部長のところに敷いておいてくださったと思いますよ。

山火 あのころからコース制が検討されてきましたからね。ただ、どういうコースをつくるかというところではなかなかうまくいかなかったんですが。

だから、大学設置基準の改正というのは非常にタイミングがよかったですね。動かすのに。

村上 コース制と少人数教育という建前でしたね。

山火 そうです。だから、コース制に分けるときの分け方は、学生とか社会の要望を意識してということ、学問的体系でコースをつくったわけではなくて、学生の将来の職業というようなものを一応の基準にしながら三コースに分けたですね。だから、そのうちの第三のコースの行政政治コースというあたりで、自治行政の新しい学科というのが、それなりに意識されていたと思うんです。行政政治コースをつくるということ自体で、地方公務員が多いからということが意識されていましたからね。その延長で、

二学科向けの教員数になっているから、数年後に学科にするというようなことだったと思います。

司会 その辺、学科長の村上さん何か発言ありませんか。

村上 行政法を教えていますと、公務員研修なんかによく行きますが、そうしますと、神大を出ましたという人が顔を出すわけです。それが、エピソード的ではなくて、ここにもあそこにもというふうにいる状況なんですね。それは神奈川近辺、東京に行ってもそうですけど、この大学出身で随分公務員の厚い層があるんだなと感じました。しかも、みんな対応もテキパキして、また優秀なスタッフになっていきますのでね。私も、そういうことで少しは意識はしておりましたけれども、そのために学科をつくるうというところまでは考えていませんでした。

山火 一番抵抗が強かったのは村上さんだから。

村上 しかし、いま地方分権時代というふうに言われていますので、ちょうどタイミング的にも、うまい発想だなと、思っております。八五年ぐらいでしょうか、国際化・情報化というような流れの中で、さまざまな学科がつくられましたね、各地に、国際学科とか、情報という名前がついたのが。しかし、いま考えてみるとあれはバブルの時期の学科だったのではないのか。その後どういう展望が

あるのかということもありますけれども、その点、自治行政学科は、不況の中で出てきたコンセプトなわけですね。ほかの学科のようにうわつくんじゃないかと、地道にいいものにしていけば、相当程度社会に貢献できるんじゃないかと思っております。

山火 自治行政学科というのは、流れの中でつくられたということもありますよね。これは恐らく十年ぐらいは見えていかなければいけないでしょうけれども、これができたことでまた、法律学科の充実ということが非常にやりやすくなっているんですね。

司会 進学懇談会へ行きますと、父兄あるいは高校生から今年一番質問が多かったのはこの学科についてですね。法学部だけではなくて、全学の進学懇談会に行くわけですけれども、その中で最も質問が多かったのは自治行政学科で、また高校訪問をして、進路指導に当たっている先生たちと話しても、この学科の説明を求められましたし、ぜひ推薦指定校にしてほしいというような、そういう大事な要望も強かったですね。こうしてみますと、十年位のうちに卒業後の進路を含め成果を上げていくと、かなり充実した学科として、社会のほうでも評価して受け入れてくれるのではないかと思うんです。

村上 そう思いますね。大体、市町村自治体で一番

雇用数が多いのは市役所なんですね。それから町役場とか村役場なんです。これは、関東近辺の市町村でも基本的には同じなんです。進学懇談会などで学科の内容を説明してほしいというのは、当面、不況との関係で安定した職場だということが頭にあるのではないのでしょうか。しかし、分権時代の自治体というのは、これまでのように、国の行政マニユアルに従って、それを忠実にこなしていけば大過なく市町村運営ができるんだとか、そのことで自分の職の安定も保たれるという時代とは違ってきています。むしろ、攻めの自治体行政をしなければいけない、そういった時代に入っているので、最初入ってくる段階では、母親も父親も、子供を安定した職場にと考えているかもしれない。これんけれども、入ってきて、いや、そうじゃないんだ。これからはむしろ自治体が、国に顔を向けたような行政ではなくて、地域に目を向けた行政をやるという意味で、率先して地域づくりをしなくてはいけないという、そういう積極面を、いろいろな機会をとらえて教えて、そして、そういう人材を地域社会に送り出していくことになる。自治体もだいたい変わってくるのではないかと感じがするんですね。規制緩和と地方分権は、いまの二一世紀を指したシステムづくりのキーコンセプトになっていますので、そのうちの地方分権という中で言うと、やはり、当面

自治体中心の人材育成ということになると思うんですね。

山火 幾つかの経験がありますけれども、いままでの自治体の中では、条例を立案する力というのは必ずしも十分ではない面があったでしょう。今後必要なんですよ、職員で立案する。それは感じますね。

村上 「まちづくりは法づくり」などと言ったりします。

山火 名称もよかったですか。「自治行政学科」にしたとき、周辺から、「地方自治学科にせよ」というようなかなり強い意見も二、三ありましたけれども大学の名称の選択としては「自治行政」のほうがよかったですね。ただ、わかりやすいのは「地方自治学科」だということもありますけれど。確かに、高校生あたりにわかりにくい問題があるらしいね。

村上 そうかもしれませんね。

山火 高校の先生方が説明をちゃんとやってくれればね。

村上 ただ、これまでは大学を卒業したら会社に入るとというのが当然に考えてきて、会社がその人の生涯を、すべて保障してくれるというような、そういった社会でしたからね。しかしこれからは、会社は自分の一生を支えてくれるわけではなくて、結局どこにしよう自立してやっ

ていかなくはならない時代になったときに、何が支えとなるかという、やっぱり地域だと思うんですね。その地域とは何ぞやという話になると思うんですけども。

会社ではない、地域社会みたいなものを自分でどうつくっていくのか、そこで自分が幸せに生きられるかどうかという考え方になってくるのではないかと思っています。

これまでの法学部は、法曹養成でなければ会社に入る。会社に入れば安心だったという社会でなくなってきましたから、それに代るものというのはまだ提供されていないし、だったら自分でそれに代るものは何かをつくりだそうというようなことで、自治体公務員といったような職場が一つのカギになるのではないかと考えていますけれどね。

藤田 それは正面の回答ですね。

子供なんかの言い方だと、会社も役所もみんな「会社」なんです。私の息子は市役所へ行ってるんですけど、孫は「お父さん会社へ行っている」ということなんです。要するに、ある一つの組織された職場で一生働く。それが「会社」。これはかなり共通していると思うし、自治体のほうは、他方、集権化とのシビアな関係があって、かなりドラスティックに再編されるかもしれないですね。そういう中ではあれ、しかしまあ、村上さんの言ったのが正当な将来の展望であるということでしょう。

村上

確かに、公務員も「会社、会社」とよく言います。自分の自治体のことを。自分でも言います。執行部のことを「社長」と言わないで「理事」と言いますけれどね。そういう意識なんですね。

ただ、いわゆる分権化時代といった場合に、いまの会社自体もすぐリストラやっていますよね。あれと同じようなことが、私は自治体も起きると思っています。例えば間接部門なんかを外部委託していく、全部。いわゆる会社と同じで、自治体も分社化したりカンパニー制になっていく。そうすると、自治体に最後に残るのは何ですかという風にいつも聞かれます。そうすると、やはりソフト開発力だと思えますね。そうすると、自治体公務員にとってのソフトは何かという、地域づくり、特に、住民とのパートナーシップづくりに、そういったソフトが求められているということがありますので、民間会社が変わると同じように、自治体の行政も同じアドミニストレーションだという意味で言うとう変わってきますよね。ですから、そういう変化に対応できるような人材育成というものが必要になりますし、これまでのように、民間の会社と同じように考えているとしたならば、相当程度、これから公務員になるような人はシビアな状況におかれることになると思います。どんどん外部委託されていって、行革とそれから住民

参加、この二つにはさみ撃ちにされて、役場の中身も随分変わってくると思います。それに対応できるような人材でないと困りますし。

自治体公務員の場合も、その会社に入ったからといって終身雇用を保障されるかどうかというのは難しいわけで、入っている会社員自体が、つまり自治体公務員自体が相当程度自立してソフト開発できるような人でないと、どこに行っても生き残れないというのは、民間の企業と変わりないということはありませんね。

中山 いま、発展飛躍期というところでしたけど、次の項目にいく前に、専任スタッフの充実という点で付けておきたいんですが、最近十年間すごいんですね。私が十年前に来たときに、三人入って二十七人になったんです。ですから、それまでは二十四人だったと思うんです。いまは三十六人。ですから、この間に十人を超える数が増えていくというのは大きいですね。

山火 施設設備のところは、学生研究室も入れておいたほうがいいですね。久保先生が学部長のときにつくったんです。

久保 基本的に、それが一つだけでも、それから、これは大きく言えば日本全体の話なんだけれども、学生がそこについて勉強ができるという場所を学部単位でつくって

ないというのは、かなり日本の大学の特徴なんじゃないか。だから、それは日本の中の比較ももちろん大事だけれども、もうちょっと大摺みの話としては外国との比較。外国がこうだからこうしろというのは私は大嫌いなほうなんです。人一倍嫌いなほうだけれども、いいものはやっぱりいいので、それは施設面では必要な一つのポイントではないかなと前から思っていたんです。

山火 法学部でつくった翌年に、慶応が湘南に新しい学部をつくったでしょう、そこに似たようなものができたんですよ。それで、週刊誌などで、日本で初めてこういう施設ができたという形でマスコミを騒がしていましたけど、神奈川大学はその前年の年につくっていた。

久保 神奈川はそうなんです。何にせよPRが下手。つまり、独自なことをやるということに自分で自信を持ってないんだろう。何かにつけて、「ほかの大学の例」という言葉が二言目に出てくるので、私はそれを否定するんですよね。ほかの大学がやっていることをやったって何がおもしろいか。いいことであれば、まず先頭にやるというところがおもしろいじゃないかと思うんですけれども。

山火 学生研は、恐らく日本初ですよ。控え室のようなものは幾つかの大学にあるでしょうけれどね、法学部の場合には初めてだと思います。

司会 それと関連して、『神奈川学生法学』というのがありますよね。これは続いているんですか。

山火 ないですね。これはかなり早い段階でなくなりました。本当はあってもいいんですけどね。

司会 経済学部では続いているんですよね。

川田 そうです、論文募集してね。

司会 第4の「項目」に大学院の開設というのを挙げておきましたけれども、一九六七年に法学研究科修士課程が開設されて、その二年後、博士課程が開設されました。これも資料でお配りしてありますが、三〇八ページ以降をご覧ください。そこに、初期の講師陣が挙がっています。三二二ページの最後の行になりますが、私は基礎法学ですが、ここでは外部から法制史で久保正幡先生、英米法で内田力蔵先生、法哲学で碧海純一先生が担当したとありますが、こういうところを見ますと、当初から基礎法の分野には、第一線で活躍されている先生をお呼びしてスタートしているのも特徴かと思うんですけども、大学院の開設、そして現在の研究体制、整備その他について、話を進めたいと思います。

藤田先生、第何代目ですか、大学院委員長は。

藤田 僕は八七年から九一年の三月まで。

いま吉井さんが言われたように、修士課程、博士課程が

できました、スタッフも外部からも迎えたりして基礎がつくり上げられてきました。法学研究科の院生の養成目的なんですけど、『五十年小史』によりまして、「研究教育職志者のみならず、司法試験を初めとする国家試験を目指す者に開放されることになった。」その国家試験の受験志望者については、「原則として、修士課程在籍中に国家試験に合格する可能性がある」と判断された場合に限って入学を認めるという厳選主義の方針」もあったということで、研究者養成に絞った大学院ではないんですね。ただ、国家試験用の教育をしているのか、研究者養成用の教育をしているのかという点では、そう区分けはしないわけで、いまの大学院のマスターコースの規定にも「専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要高度な能力を養うことを目的とする」とありますが、これを一般化して教育を行っているということだと思います。

スタッフがかなり充実してきたのが、新しい段階の内容的な特徴の一つです。もう一つは、社会的な要請もあって大学院改革というものがクローズアップされ、八八年に大学審議会の大学院部会の報告が出まして、いわゆる弾力化というのが言われるようになったんですね。それに伴って、幾つかの制度的な改正なども八〇年代の終わりから九〇年代の初めにかけて行われております。それに対応する

制度的な整備の面と、それから研究指導の中身の面、それから、大学院の理念の面というか、問題はそういうふうに分けられると思います。

制度のほうは、大学院の学則改正がありました、それで、振り返ってみますと、わが研究科には、運営規程というものがまだ、たぶんこのときまでは制定されていなかった。それで、久保さんに起案をしてもらいまして、大学院研究科の運営規程を八八年につくりまして、八九年四月からそれが施行されている。また「授業科目履修・研究指導等内規」というのをつくりまして、これも八九年四月から行われています。あわせて、語学認定について法学部独自の方式をやるとか、そういうことも入っています。そういう点で制度的な形を整えるということが行われている。

この点では、その後の大学院の運営についても、九一年以後現在まで見ましても、いつそうきちんとした運営をするというようになっておりまして、私のときに幾つか制度的なことをやりましたけれども、議事録というものを私のときにはまだつくってなかった。その後議事録もきちんとつくるようになりました。きちんとした大学院の運営になっているのではないかと思います。

研究指導の面では、一つは、これは院生の数との関係もあるんだけど、大学院担当者の数をかなり増やしたので

す。思い切って増やしまして、非常にスタッフは充実しておりますが、大学院生の数がまだそう多くありませんので、実際には担当していない人たちもかなりいるという状態です。

それから、主にマスター論文ですが、マスター論文の指導を教員にはきちんとやってもらう。それをどうするか。前から集団指導だということで、これは磯野先生が委員長のとときですか、「研究指導が集団的に行われるようになった」と『五十年小史』に書かれています。その集団指導ということですけども、やはり、具体的に当該院生を担当した指導教員が、論文を書いて学位を取るまで責任をもって指導するということはどうしてもやらなければならない。審査報告書というのをかなり詳しく書くようにその当時頼んでいたんです。いまはだいぶそれが確立してきましたので、ちよつと詳しくすぎるといふことで、簡易化することになっていきます。それはいいことなんです、途中で一度、詳しくすることによって、指導をきちんともらうということがありました。

そういう指導をした院生が論文を書いて、これが委員会で学位論文として認められた後、これを活字にする。そこまで指導してもらわなければならないんですけれども。活

字にするためには論集が必要で、八九年に、『神奈川大学法学研究論集』というものを創刊することになりました。これはいま何号になっていますか。今年は出ないみたいですね。

中山 六号まで出ています。掲載希望者が少ないのですからコンスタントに出すのに苦労しています。ただ、かえってこれが幸いして、ほとんど枚数制限がないに等しいので資料的価値のある論文が載せられます。最近では法律時報の「学界回顧」にも取り上げられるようになってきました。藤田先生の蒔かれた種が芽を出し始めたという感じがします。

藤田 将来のことを言えば、院生の修士論文の指導が行きとどくことを通じて、論集もきちんと出るということになると思いますので、論集の刊行には十分留意していただいたほうがいいと思います。

先ほど言いましたように、担当教員は拡充されたのですが、組織的にはもう一つ、形式的に目鼻が必ずしもはっきりつかなかったのは、大学院担当の辞令。これはいま出ていますか。

山火 出てないですね。

藤田 大学院を担当しても辞令は出ない。それから担当者の手当、これは直接院生を引き受けてやってください

っている方には出るようになりまして、多少は増額していると思いますね。しかし、大学院という組織に属することになったからというので手当がつくというふうにはなっていないのです。大学の財政事情もありますけど。

川田 担当のコマがノルマのコマにならないということですか。

藤田 そうですね。それも問題になっているけれども、また決着がついてないですね。そういう問題が幾つか残っています。

それから、施設のほうでは、学生のほうは立派な部屋が幾つかできたのですが、大学院のほうは、それなりに収容できるような状況にはなっていますが、もう少し改善が必要で、大学院棟というのが構想されていたんですね。例の財政事情で大学院棟をつくるという構想がちよつと先送りになっちゃうんですけれども、ぜひ、そういうものをつくりたい。

なお、将来の問題としては、やはり、大学院生の養成理念と、その理念に見合った教育、そこをどうするのかという問題をもうちよつと検討していく必要があると思うんです。経済学研究科が社会人受け入れの特別枠というのをつくりましたが、うちはさしあたり必要ないということでしたのですが、そういう方向も検討していかなければならな

いし、自治行政学科ができましたから、自治行政学科につながる大学院。総合大学院にするのか、あるいは法学部の上に積み上げる大学にするのか、そういうことを検討していかねばならない。ということ、大学院については、吉井さんにつくってもらった段階区分で言うと、二番目の研究教育体制の充実、ここまでいっているところであって、三番目の発展飛躍期というのはこれからということになるのではないかと思えます。

川田 学生数の充実というのがありますね。

藤田 学生数は増えてきていると思うんです。

中山 そうですね、定員を満たすようになってきています。当初から、定員が修士課程八人、博士課程三人と、いうことでやってきたわけですが、長い間入学者が定員をはるかに下回っていました。やっとここ数年前期課程が定員を満たしています。

藤田 この間、大学院生の定員を増やすということころがいろいろ出ておりますけど、まずは定員を満たすところまでいかないか……。

山火 もともと、かなり伝統的な考え方でしたからね、教員側も。研究者養成ということを前提にしているのろ考えていましたので。それが、最近少し変わってきて、それもあるんじゃないでしょうか、学生の側も。私なんか

もゼミで刑法は七十点以上でないと取らないとか言っていたから、来ませんでしたけど。

藤田 研究者養成ということでも、もうだいぶ前の話ですけど、大学院生の集まりに呼ばれて、若い研究者の研究者能力を高める課題について話すことを求められたことがあるのですが、研究能力なんていうのは自分でつくるんであって、人につけてもらうもんじゃないという感覚で、自分の経験を話したら批判されました。研究者の養成方法ということにもっと熱意を持ってもらわなければ困るというわけです。そういう時代になっているんです、研究者養成でも。

村上 大学院教育と言った場合は、研究者養成も一つありますが、もう一つは、社会人になっての関係で、リカレント教育の一環としての位置づけがあると思うんです。このとき一番大事なのは、さっき、自治体はソフト開発が必要だと言ったのと同じように、大学のほうは、大学院教育のマニユアルというか、ソフト開発、どういう教材を提供してどの水準まで成果として評価できるところまで持っていくか、そういうのに少し知恵を絞る必要があると思いますね。こういったマニユアル、学部で言うと基礎演習の一年生に対するマニユアルも必要でしょうし、それから、共同研究のマニユアルもさつきちよつと問題になりま

したけれども、その研究をうまくやっていくためのマニュアルづくりみたいなもの、内容以前にね、大事にしていく。

もう一つは、大学院教育のマニュアルというののもわかりやすく喋るとか、黒板にどう書いたらいいかとか、そういうことも大事ですけども、それ以上に教材開発、神奈川のソフトということ、それに少し時間をさいていく必要があると思いますね。基礎演習と、大学院の教育について言くと、そうでないと、一時期仮に人を増やしたとしても、失望させていくということでは長く続かないと思うんです。しょっちゅう教材の中味を更新していく。その中で自分の研究と教育能力も高めていくような工夫と時間が必要だと思えます。そういうことは学生みずからがやるべきだというのはない時代になってきていますので。

川田 ただ、教材開発という場合に、いま大体、一人の先生に一人かせいぜい二人しか学生つかないですね。その学生のための教材開発というのは、ちよっとピンとこないんだけどね。むしろ、これからどんどん増えてきた場合に、個別的に一人を指導するのではなくて、とりあえず集団で何か指導する。そのための何か教材というようなものね。

村上 一人の先生が何人かの学生ね。四、五人から

十人ぐらいの学生を教育する場合のマニュアルですね。それと別個に、自分でレポートを書くことができるような水準まで持っていくためのマニュアルが必要でしょうけれども。人が多く入ってきた場合の教材開発と。主にケースメソッドかなとは思っているんですけれどね。事例研究みたいにやるといやり方があると思うんですけれども、基礎演習も大事だと思うんですね、一年生が入ってきたときの。

中山 一昨年、院生に対する共同指導の実験として、民事判例研究会というのを月一回のペースでやってみましたが、みなさん他の研究会や授業等も重なってなかなか調整が難しく、結局負担過重で疲れてしまい一年間で頓挫してしまいました。そもそも民事法の院生が少なかったこともあります。

司会 人数が少ないと、藤田先生が言われた、自主的に自分の能力を高めていくことも難しい面があるのではないのでしょうか。我々の経験ですと、院生同士で相互に議論したり、研究を自主的にやったりしながら育ったわけで、そういう意味では、本学の院生は数が少ないので、なかなかそうした契機が得られないのかなという感じもするんですね。

藤田 早稲田など、民事何とか研究室とか、院生の

部屋も専門別に分かれていきますね。ああいうところだと、それぞれの複数の同じ専門の院生が議論し合うということができるんだけれども。

山火 だんだん増えていますよね。

久保 前よりは確かに、院生も増えてきてはいますね。

山火 教員のほうも、研究者養成プラス高度職業人というあたりを少し検討して、増やす方向は考えざるを得ませんね。

それに伴って村上さんがおっしゃったような問題も出てきます。増やした場合には。

中山 増やした場合に、最低水準というんでしょうか、最低限度必要とされる素養というようなものの基準を示すということが、大事なところですね。ここから送り出す上で、あまり粗悪品は出せませんので。

山火 この学生のリストを見ましても、どこへ行っただかわからないのもいるみたいです。

川田 弁護士が二人に学者が一人いるんです。前のほうは知らないけど、どうなんですか。

村上 税理士事務所です。税理士になっています、松井君。

山火 東海大学の助教授がいますよ、菊池京子さん。

藤田 彼はどうなったんだらう、神戸大学の博士課程に行った羽月君は。

川田 彼は、就職がもう決まったようですよ、正式な結果は聞いてないんですけども。

藤田 それから、うちは博士課程の学位が一つも出せなかったんです。ようやく、ご存じのように、昨年第一号がでた。黄さんですね。

これによってうちの大学院の課程博士ができましたので、今度は課程外の博士を出すことができます。

中山 黄さんが学位を取った後、早速論文博士の問い合わせがありました。

久保 外国人の院生ね。それはどっかで触れておいてもいいじゃないですか。学部以外で、大学院等に研究生とか、院生とかいう形で在籍する人が増えたでしょう。

藤田 これは規程関係でも、八九年に「大学院外国人留学生に関する規程」というのをつくったんですけれども、だんだん増えていきますからね。

司会 座談会も終わりに近づきましたが、政治の専攻の先生がおりませんでしたので、急遽お願いして山田先生においでいただきました。

山田 急遽借り出されました。

司会 それでは最後の、今後の展望というところで

移りたいと思います。

これはそれぞれ、法律学科、自治行政学科、第二法学部の展望・抱負ということが一つと、もう一つ、「レジュメ」に社会に開かれた学部を目指してということを書きました。これは、市民大学講座とか公開講座、そういうものを今年も法学部が一つの全体プランをつくってやりましたけれども、そういう形で、社会とのつながり、社会へ開かれた学部ということを心がけているわけですね。そういう点についても触れていただきたいということです。

それと、対外交流の問題では、韓国の慶南大学とは交流協定しておりますし、ドイツのハイデルベルク大学も検討中ということで、今後は、そうした海外の大学との交流ということも進んでいくと思うのですが、そういった点を含めて、それぞれ学科については学科長の人を中心に話していただければと思います。

政治学のスタッフの充実その他についても、この機会に山田先生のほうからお話ししていただきたいと思えます。

川田 実は昨日、『ザ・ウェイ』に、受験生用に、法律学科に入ったらしいということがあるよとか、いろいろ話してくれと言われたんですけど、困っちゃいましたね。それで、盛んにインタビュアーが、例えばテレビで最近裁判ものとか増えて、そういうので学生が入って

る。そうすると法律学科へ入るとそのことはこういうふうにおもしろく展開するんだという、そういうことはないですかと言うから、それはかえって困るんですというふうに言ったんです。ですから、インタビュアーは大変書きにくそうにしていますけれどもね。つまり何を指すんですかと言うから、よき市民ですよと言ったら、それはあまりにも平凡と言われてしまったんだけど。

しかし、最近では、将来の職業の目的のはっきりしない、また学問研究に関心のない学生が増えていることは確かです。その意味で、先程もちょっと言ったように、半強制的に将来についての大きっぱな選択をせまるコース制は意味があると思います。しかし、研究偏重というか学問研究の建前を学生に押しつけることはできなくなっています。つまり公務員の養成を一つの目的にかかげる自治行政学科とちがって、法律学科の場合には、専門教育が具体的な職業と直接結びつかなくなっているのです。たとえば、司法試験に何名合格というのは一つの看板になっても、今日では、大多数の学生をその目標で引っ張っていくことはできないわけです。そうになると、大衆社会における単なる一大衆ではない、それなりに二一世紀の社会をリードできる新しい市民の養成となりうるような法学教育というものを考えて行く必要があると思えます。何のための大学教育なの

か、どのような理念を掲げるのか、その理念を実現するために教育をどのように編成するのか等を、大きく考え直す必要があると考えています。抱負というより課題になってしまいました。

村上 これまでの中で若干喋ってきたので、ちょっと観点を変えてですけれども。

このところ農産物の輸入自由化、新食糧法なんていうことで、農家の人も大変な時代になっているわけですね。公務員もそう安穩ではいられないわけで、地方分権化が行われながら、地方分権を進めながら、一方で自治体公務員は行革と住民参加、この二つの目標を追求しなければいけないわけで、よほど元気な人でないと、これからの自治体行政を担っていけないと思うんです。そういうチャレンジ精神があるような人が、自治行政学科に入ってもらいたいと思うのと同時に、これは非常にやりがいのある職場なんじゃないかと思うんです。また、自己実現が可能な職場なんじゃないかと思うんです。地域に貢献するというような意味合いもあり、あるいは、最終的には日本の社会的な経済システムを変えていく場合の一端を担うというようなことで、大いにその展望性がある分野なので、ぜひ、元気のいい人に入ってきてもらいたい。また、そういう学生を人材養成していきたいと思っております。

山田

我々がいま目指すべき、あるいはある程度共通項として括れるのは、先ほどの吉井さんと、それから村上さんのお話をあわせるような形になりますけれども、言葉として言えば、国際化と、地域化ないし地方化ということが一つの方向になるのではないか。特に最近ネットワークという言葉が非常に流行っていて、いろいろな諸分野の人々、あるいは集団が、お互いに連絡を取って、そして、自分たちの専門では見出し得ない視点から、あるいは方法から、さまざまな新しいものを生み出す可能性をもつてきた。

政治の場合も、先ほどの言葉で、国際化と地域化という言葉に関連させて言うと、国際化という点では、慶南大学との接触とか、あるいはハイデルベルク大学との交流、これはまだ初歩的ですけども、そういう方向で政治としては動き得る体制をそろそろ持ち得るようになってきた。

ドイツの場合、ハイデルベルクはバーデン・ヴュルテンベルク州にあるのですが、実は、神奈川県とバーデン・ヴュルテンベルク州との間で交流があるそうなんです。ただ、県の方に聞いてみると、いまの段階ではまだ職員の研究にとどまっています、学術的なレベルでの研究は少ないということですから、場合によっては、そういう点で我々が貢献することができるとも思えない。これは一つの具体的

な可能性ですけれども。

あるいは慶南の例で言うと、極東問題研究所という組織がソウルにあります。これについては政治が中心の部門ですが、かなり交流の進展が期待できるのではないだろうか。これらはアジアとヨーロッパという双方向への発信というわけです。

地域化という点では、まさに、自治行政学科ができて、いろいろな可能性がいまに生まれようとしているということですね。その場合、かなり実学的な方向もたどるとすると、これから職員の方とか、職員に限らず、自治体関係の実務に携わっている方、さらに言えば、市民運動にタッチしている方まで含めて講師としていらしていただけるわけで、こういう点のコンタクト、あるいは、そこから生まれるネットワークみたいなものを重視していけば、村上さんがおっしゃったような元氣な職員を生み出すということも、その可能性を追求できるのではないかと思います。

中山 第二法学部についての将来の展望という点でいきますと、必ずしも明るい展望ではありません。神奈川大学の設立当初から、創立者の米田先生のお考えも強かったと思うのですが、ここでは勤労学生とか、あるいは経済的に恵まれない学生への教育の機会というのを相当強く打ち出していたと思うんです。それは当初かなり成果を上げ

ていたのではないかと思うんですけれども、その後の状況というのはだいぶ変わってまいりました、最近の教務課の調査などによりますと、大雑把に言いますと、正社員・正職員というのが四人に一人、二五%ぐらい。アルバイト一年以上、あるいは短期のアルバイトをあわせて二五%ぐらい。無職というのが五〇%弱なんですね。つまり、勤労学生の割合が相当少なくなつて、就職者というのは四人に一人。アルバイトもしない者が約半数という状況です。さらに、二部から一部への転部希望者というのも相当な数があるわけです。したがって、第一部の受験に失敗した者が二部の学生の相当な数を占めているということが推測されるわけです。

そのことが、第二部の全体の平均で見た場合、第一部と比較して学力もかなり低いということのもとなつていくように思われます。特に一般英語教育の調査などによりますと、明らかな差が出ています。もちろん二部の学生にも真剣かつ優秀な学生がいるわけですが、むしろ大勢は受験に失敗した不本意入学者が占めている。かつては、一部と同じ内容の授業が受けられる、勤労青年のために開かれた大学ということが強く打ち出されていて、それを求めて入ってきた人も多かったと思うんですけれども、そういう意味での、本来の第二部の存在意義はだいぶ希薄化し

ているということが言えるのではないかと思えます。

これは、神奈川大学に限らず、むしろ、最近聞いたところによりますと、都内の二部を持っている大学ではもっと著しいということで、勤労学生の数はもっと少ないということですが。ある調査によりますと、向こう五年間で、都内の二部などは壊滅状態になるのではないかとも言われています。これは十八歳人口が減ってきて、いわゆる昼間の大学に入りやすくなっておりますので、いままです受験に落ちたから二部に入ってくるという層が相当吸収されてしまうことだからだと思ふのですが、それに比べると、衛星都市というんでしょうか、横浜にあるこの神奈川大学などは、まだ存在意義が残っているほうですね。

問題は、今後の展望ということですが、社会全体としては余暇の増大とか、あるいは社会人教育の要請が増加しているわけですね。昼間についても、それから大学院レベルでも必要とされているわけですから、まだまだ、夜を中心として学びたいという人もあろうかと思ふんです。現に、市や県の公務員あるいは看護婦などを中心として、いまも熱心に授業を聞いている、その大体二割から三割ぐらいの層というのは本当に真面目に來ていますし、そういった人を対象に、さらに、そういった層をもう少し広げる形で、将来を構想していかなければいけないのでは

ないかと思ふんです。

具体的な形で今述べるのは難しいのですが、少なくとも、いままでのようなカリキュラムとか授業内容が一部と同じという方針ではなくて、二部の対象とする学生像を一部とは明確に区別して、独自のものをつくっていかなければ存在意義自体がなくなってしまうだろうと思ひます。そういう意味では、いま川田先生を委員長としまして、昼夜開講制の可能性を含めて委員会では学部の将来を調査検討しているところですが、第二部改革が最優先の課題だろうと思ひます。とにかく、早めにそういった新しい方向が打ち出されなければ、二部自体が壊滅してしまうだろうという予想ですね。ですから、今後、神奈川大学第二法学部の、あるいは法学部昼夜開講制という形かもしれないけれども、新しい形を打ち出す時期に來ているというふうに思っています。

山火 一般的に言うと、社会人教育と勤めている人の再教育、そういうことをかなり意識しないと難しくなりますね。

川田 その、いま低いレベルがみんな昼の大学に吸収されていくから、将来的には。そうすると本当に純粋な部分が残らなくなってしまう。

司会

全体を見通して、学部長を経験されてきた久

保先生、現在の学部長の山火先生に締めくくっていただき
たいと思います。

久保

いま皆さん、各学科の責任者の方からの抱負
を伺って思い出したのは、あれはもう四、五年前になるん
ですけれども、ドイツで、大学とか研究体制とか、そうい
ったものの、先進工業国だけですけども国際比較のシン
ポジウムというのがあって、そこで日本のことについて報
告したわけです。そのときのことを思い出したんです。そ
のときに、日本の特徴について何を言ったかという、日
本とアメリカ、これは平均で勝負している。ヨーロッパは
国ごとに違いはあるけれども、括つていうと、いまだに社
会の指導層教育というところにウエートがある。少し乱暴
な議論だけれども、どっちがいいのかということについて
は、日本やアメリカ型がいいと言ったんです。というの
は、大学を社会の中心に置いて考えると、それは大学の高
度な研究教育とか、それでいくんだという、いわゆる象牙
の塔発想でいけばヨーロッパ型がいいだろう。だけれど
も、大学というのは社会の一部を占めるにすぎない。社会
全体に大学がどういう貢献をしているか、社会全体の向上
にどういう貢献をしているかということになると、これは
平均型のほうがいい。だから、ヨーロッパ式のマッターホ
ルン型ではなくて、富士山型は裾野が広い。これが、社会

全体の発展とか、あるいは安定とか、これに貢献するカギ
だというふうな趣旨のことを言ったんです。少しヨーロッ
パを刺激しようと思って。

それを思い出したというのは、これから、我々大学に籍
を置く者として意識していくのは、やはり、大学は社会の
一部だと。それから、教育の相手になる学生というのは四
年で大多数は卒業して、そして企業なり官庁なり、いわゆ
る会社、そこに籍を置いて仕事をする。そういう人を指導
するという観点からすれば、やはり、社会人としてのレベ
ル、それをどういうふうに上げていくか。

早い話、ときどき国際法なんかの関係で学生にも言うん
ですけれども、外交を規定するのは、最終的には世論だ。
だから、いい外交、質の高い外交をやろうとすれば、その
世論を形成する一人一人の市民が、国際社会とか外交につ
いての理解が高度に上がっていかないと困る。そうでない
と、安手のジャーナリズムの見出ししか何かだけで判断し
て、この外交がいいとか、悪いとか、それでやっていたら
レベルが上がっていかない。

そこで、自分でも自戒するんですけども、そういう位
置づけで大学教育に当たるという場合には、自分自身が社
会との距離をおいてはいかんといいことだと思っんです。
それについて、常にアンテナを張っていかなければいけな

いし、それから、学生の目から見て教員というのがあまり変わり者であるというのはね。例えば名物教授とか何とかで話題になるとか、これを否定するわけではないけれども、それは例外として、端的に、あの先生、役所に持っていった、会社に持っていった、やっぱりそれ相應の仕事ができる人だ、それ相應の地位にはまる人だなという印象を持つような、単純に言うたというタイプでないといかんと思います。また、それだけのものを持っていないといけないということ、自分自身がまず社会との接触を深める。そしてそれを学生に伝えるということじゃないかなと思っんです。

だから、リカレント教育とか言いますね、これは大変ある意味では厳しい話ですよ。そういう社会的な、かなり高いレベルの物差しを持った人が大学に来て授業を受ける、ゼミナールへ出てくるということ。そうするとこちらが試されることになるからね。だから、それなりの対応を考へなければいけないし、それから、カリキュラムの構成なんかにしても、やっぱり、これが学生の将来の職業なり、あるいは市民生活の中でどういうふうに生かされるだろうか。あんまり純粹に、学問的に考えすぎて、これが学問的に非常に意味があるんだとか、そういう発想だけで科目の構成などをもしやっていくとすれば、それは社会的な評価

に耐えられるかどうかというようなことになるのではないかと思っんです。

だから、さっきもちょっと話に出ましたけれども、今年、市民講座で、法学研究所が計画を立てました。そのときに採ったのは、こちらのスタッフと、社会の第一線にある人の組み合わせで、同じテーマについて、実務の人と、こちらでやっている研究者、それが並行して参加者に話をし、質疑応答に答えて、場合によってはお互い意見の交換をやって、それをみんなに聞いてもらうという方式。具体的にそれができる場合とできない場合とあるでしょうけれども、強いて、将来の展望とか抱負とか言えば、そういう形で例えばカリキュラムを考えていくというのが、学部、学科の展望にもつながるのではないかと個人的には思っていますし、それから、研究者一人一人としては、そういうことを意識するというか、それが抱負になるかどうかかわかりませんが、いままですらにそういう意識を強く持つというのが社会的な評価に耐えていく道ではないかなというふうなことを考えていますけれども。

山火 皆さんおっしゃったから、内容的には同じことになりましたけれども。

ただ、少なくとも学部段階での教育というのは、結局は職業をもって生きていくための教育ということと、もう一

つは、選挙権を適正に行使できる能力のある者を教育するということになると思うんです。

それは、この間も誰か言っていました。戦後の学制改革のときに大学の数が増えましたね。ところが今と比較しますと微々たるものでした。それが昭和四十年代ぐらいになると、大学の数も相当増えてきましたし、それから、一つの大学の規模自体、かなりの学生数を抱えるようになって、そのあたりから大衆化の時代が始まって、今年あたりはもう進学率が四〇%超えています。五〇%を超えると全入型って言いますが、大衆化が間もなく全人化になる。十年以内に全入型の大学の時期が到来して、そしてさらに七〇%ぐらいにいくでしょう。そうしますと、結局、学部段階での教育というのは二つしかないと思うんです。職業人的な面と選挙権の問題と。

そうすると、学部教育というのは、法学部の場合には、法学、政治学を素材にした教養教育にならざるを得ない。専門教育は大学院。だから、先ほどの問題にも関連しますけれども、大学院の修士課程の定員を増やすということ、今後どうしても必要になってくると思うんです。

また、全入型の大学というものを前提にしますと、どうしても、カリキュラムもそれなりのもので対応していかなくてはいけませんし、最も重要なのは、教授法の問題だと

思います。先ほど村上さんのお話に出ていましたけれども、教授法というのはやはりアメリカと同じように相意識的に考えていかないと、学生のサービスマンで低下すると思います。昔のような大学であれば、教育面でのサービスマンが低下していてもおのずからやる者はやるんですが、今後は恐らく、教育の低下になりますと学生はついてこない。それがだんだん蔓延して、教育面のサービスマンの悪い大衆への受験者も減るだろう、というような問題も想定されます。その辺の問題ですね。そうなるとカリキュラム・教授法等で相当工夫を加えていかなければいけない。これは、かなり意識的に考えていかなければいけない問題だと思います。

藤田 学問するために大学へ行くというのはちよつと違ってきたと言われたんだけど、この間、推薦入試の面接をやったら、幾つかの学校の生徒が、目標について文武両道っていう言葉を使っていたんですね。「武」というのはスポーツのことなんです。その「文」というものなんです。要するに「文」を学んで社会に出ていく。リベラルアーツと言ってもいいんだけど、でもここは法学部です。だから法学部ということになる。その「文」つまり法律学というものが、昔の「市民社会」の話で言うところ、「財産と教養のある市民」の教育と違ってよかったです。それが「大衆

社会」になって、大衆という名で平準化した市民になったけれども、二一世紀の「新市民社会」というのかな、そこでは「文」というか、そういうものを身につけた有権者をつくりだす教育、そういうふうになる。そのところの法学教育というものを考えなければならぬ、ともいえる。

山火 今後は、学生の教育というのをかなり意識しませんが、と駄目になりますね。もちろん、大学における教育は、研究にもとづくものであるということを忘れてはなりません。

司会 それではこれで「座談会」を終りたいと思います。長時間にわたって熱心に語り合っていたいただき有難うございました。

(一九九五年十二月二十日)